

【2022. 12. 12】

『大阪府警、「自然治癒力を高める」などと健康食品の宣伝をした販売業者らを書類送検』

大阪府警生活環境課は12月9日、自社が販売する健康食品の広告上で、「脳細胞を活性化し、細胞情報伝達により自然治癒力を高める」「がんや発達障害が治る」などと宣伝したのは薬機法違反にあたるとして、販売業者の一般社団法人「免研アソシエイツ協会」（大阪市中央区）とその代表理事の男及び同代表理事の息子にあたる理事らを書類送検した。同協会は、令和2年6月から今年5月にかけて、同協会が販売する健康食品「糖鎖機能性食品 G」について厚労省から医薬品としての承認を受けることなく、インターネット広告等で様々な病気の治癒に効果があるかのように宣伝。60代女性や70代男性らに対し計2箱を12万6360円で販売した疑いを持たれている。同協会と男らは、2015年と2011年に大阪市から販売形態などを改善するよう行政指導を受けていたが、そのまま販売を継続し、その間に約1億円を売り上げたとされる。また、今年11月には、同協会が販売する計10製品のチラシ上で、「難病改善に！！糖鎖の重要性」などと、合理的根拠もなくがんや難治性疾患への治癒効果を謳う宣伝を行ったとして、景表法上の優良誤認に基づく措置命令を受けていた。